

## 入札監理小委員会における審議の結果報告

### 知財総合支援窓口運營業務

独立行政法人工業所有権情報・研修館の当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会で審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

#### 1. 事業の概要について

- 中小企業等が抱える知的財産に関する課題や相談等をワンストップで受け付ける「知財総合支援窓口」を開設・運営する事業。
  - ・中小企業等の利便性の高い場所への常設窓口の開設
  - ・常設窓口への相談員の配置、窓口での相談、電話相談等への対応
  - ・地域支援機関等との連携・協力 等
- 都道府県の産業構造の地域性等の実情に即した窓口の運営を行うため、47都道府県ごとの契約により事業を実施。
- 実施期間は、令和4年4月～令和6年3月。（市場化テスト2期目）

#### 2. これまでの経緯について

- 公共サービス改革基本方針（平成30年7月10日閣議決定）別表において、民間競争入札を実施することとなった。
- 市場化テスト前は、47都道府県のうち、熊本県を除く46都道府県で1者応札となっており、競争性の確保について課題があった。
- 市場化テスト1期目において、事業者ヒアリングを実施した結果、「準備期間中の窓口設置・維持に係る費用負担、事業実施期間中の運転資金の確保に不安がある」等の声があったことから、実施要項（仕様書）に、契約日から事業開始日までの窓口の開設に要する準備経費（借室料等）の負担、月単位での概算払いの請求も可能とする等の見直しを行っている。
- その結果、令和2年4月～令和3年3月（1年間）、随意契約となった茨城県を除く46都道府県のうち、22都道府県で複数応札となった。なお、茨城県は、その後の入札で複数応札となった。
- 市場化テスト1期目の評価において、依然として1者応札が半数以上であり、競争性の確保について課題が認められたもの。

#### 3. 市場化テストの実施に際して行った取組について

今回、市場化テストの実施に際して、以下の内容に変更・修正している。

#### (1) 窓口設置場所

都道府県にヒアリングを行い、他の支援機関との連携が図れる地域を確認。都道府県から要望があった地域は、その周辺での業務実施を明確化。

(資料3-2 P28~29、P48~53)

(例)【従来】常設窓口を「北海道」内に1カ所設置すること。

【今回】常設窓口を「札幌市」内に1カ所設置すること。

#### (2) コロナ対策のための窓口設備の設置

相談ブースにおけるアクリルパネルの設置やWEB会議システムを要件化し、窓口業務におけるコロナ対策の要件を明確化。(資料3-2 P29、P32)

#### (3) 情報セキュリティの強化

不正プログラム対策等の情報セキュリティの強化を明確化。また、テレワーク等における情報セキュリティを強化。(資料3-2 P32~33、P36~37、P43~45)

#### (4) 他事業との連携強化

中小企業支援機関、地方自治体、経済産業局等との連携に加えて、これらの機関との連携をはかるため「知財支援機関連携会議」を年2回開催することを追記。(資料3-2 P39~40)

#### (5) 「事業責任者ガイドライン」及び「相談実務ガイドライン」の改訂

平成28年当時、知財総合支援窓口の窓口相談担当者であった者が、相談業務に関連する特許出願を行っていた事案が発生。再発防止策の1つとして「事業責任者ガイドライン」及び「相談実務ガイドライン」を改訂。窓口におけるガバナンスの一層の向上、トラブル事案に対する迅速な報告等をガイドラインに明確化。(資料3-2 P69~70、P88~89)

#### (6) 競争性の確保

LECやタスクールの活動拠点的のない(1者応札)の都道府県の競争性を確保するための対策として、類似事業を行っている事業者への声かけを行う予定。

### 4. 実施要項(案)の審議結果について

○実施要項(案)について、「3.2. サービスの質の設定」につき、「大変良かった」または「良かった」との記載とアンケート別紙1に記載されている表現と平仄があってない旨の指摘を踏まえ、平仄を合わせるよう修正した。(資料3-2 P4)

### 5. パブリック・コメントで出された意見への対応について

パブリック・コメント(令和3年8月10日~令和3年8月25日)において、計224件の意見等があり、誤記の修正、事実に基づく修正や用語の明確化等、計33件の実施要項(案)の修正等を行った。